

岡山県留学生交流推進協議会運営委員会要項

(趣旨)

- 第1 この要項は、岡山県留学生交流推進協議会要項（以下「推進協議会要項」という。）第6第2項の規定に基づき、岡山県留学生交流推進協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

- 第2 運営委員会は、推進協議会要項第2に規定する事項を達成するために必要な具体的事項について協議する。

(組織)

- 第3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 推進協議会要項第3に規定された機関又は団体から選出された者 若干名
 - 二 その他運営委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 委員は、推進協議会議長が委嘱する。

(委員長)

- 第4 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、岡山大学グローバル人材育成院長をもって充てる。
- 3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

- 第5 委員長が必要と認めたときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(留学生交流推進懇談会の開催)

- 第6 推進協議会の事業の活動に資するため、運営委員会及び岡山県国際交流協会（以下「協会」という。）の運営委員会の代表者によって構成される留学生交流推進懇談会を開催し、相互の連携・協力を図るものとする。

- 2 懇談会の開催に関し必要な事項は、協会と協議の上、別に定める。

(幹事)

- 第7 運営委員会に幹事を置き、岡山大学国際部留学交流課長をもって充てる。

- 2 幹事は、会務を処理する。

(雑則)

- 第8 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成3年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成4年4月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年12月2日から施行する。ただし、第7の規定は平成26年7月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年3月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。